

5.4 目標4 自転車を安全・安心に利用できる環境づくり

施策12. 自転車通行空間ネットワークの形成【再掲】

自転車だけでなく、歩行者や自動車も安全で快適に道路を通行できるように、自転車通行空間の整備を推進します。

施策13. 自転車の安全利用に向けた市民の交通安全意識の向上

自転車を安全に利用するためには、利用者一人ひとりがルールやマナーを遵守するとともに、ヘルメットの着用や自転車の日常点検を習慣づける必要があります。

また、道路を安全に通行するためには、自転車利用者だけでなく、自動車運転者や歩行者も自転車の通行ルールを理解することが重要です。

こうした自転車利用に関する市民の交通安全意識の向上を図るため、計画的かつ継続的に安全教育や広報・啓発を推進します。

(1) 自転車利用に関する安全教育の推進

幼児から高齢者まで、すべての世代を対象に、自転車を安全に利用するために必要な知識や技能の習得を図るための安全教育を推進します。

- ・北九州交通公園を活用したすべての世代を対象とする個人・団体向けの各種交通安全教室の開催
- ・小・中・高校への巡回交通安全教室時における自転車の安全運転指導の実施
- ・自転車シミュレーターを活用した安全教育の実施
- ・自転車運転免許講習会の実施
- ・自転車交通ルール検定の実施

<交通安全教室>



資料：福岡県交通安全協会 HP

<自転車シミュレーター>



資料：北九州交通公園 HP

<自転車運転免許講習会>



主に小学校高学年を対象に実技と学科試験を行い、合格者へ免許証を交付。

資料：北九州市交通公園 HP

<自転車交通ルール検定>



「自転車安全利用五則」をわかりやすくまとめたテキストを使った市内の中学2年生を対象とした検定。

資料：北九州市安全・安心都市整備課

(2) 自転車の安全利用に向けた広報・啓発

自転車利用に関するルール・マナーや安全意識の向上を図るため、幼児から高齢者まで全ての世代を対象とし、また外国人も含めて広く周知するように、様々な広報・啓発を実施します。

- ・自転車の安全確保を重点項目に掲げての交通安全運動（年4回）の実施
- ・県警等との合同による街頭啓発キャンペーンの実施
- ・外国人を対象にした自転車のルールやマナーに関する動画の配信
- ・小学1年生や高校1年生を対象にした自転車利用のチラシ配布
- ・免許返納時に自転車利用に関するルール・マナーの啓発パンフレットの配布 など

<交通安全運動>



<啓発チラシ>



資料：北九州市安全・安心道路整備課

<外国人転入者向け生活情報冊子「ライフイン北九州」>

多言語生活情報のリンクから
自転車ルールの動画を視聴可能

4カ国語（英語・中国語・韓国語・
ベトナム語）に対応

資料：北九州市国際政策課

(3) 自転車利用時のヘルメットの着用促進

自転車乗車中死者の損傷部位は、頭部の割合が最も多く6割を超えており、自転車事故における死亡リスクの低減には頭部の保護が非常に重要です。

一方で、「3.3 自転車の利用環境(6) 自転車の安全利用」のとおり、自転車の交通ルール・マナーの遵守状況の中で「ヘルメットの着用」が著しく低くなっています。

そこで、ヘルメット着用の効果や必要性について広報・啓発を行い、自転車利用時におけるヘルメットの着用を促進します。

特に、幼少期から着用を習慣づけることが重要であり、県条例にて着用が努力義務となっている児童^{※1}等及び高齢者^{※2}を併せて、重点的にヘルメットの着用を促進します。

※1 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

※2 65歳以上の者をいう。

(参考) 自転車乗車中死者・負傷者の損傷部位比較、ヘルメット着用状況別致死率の比較

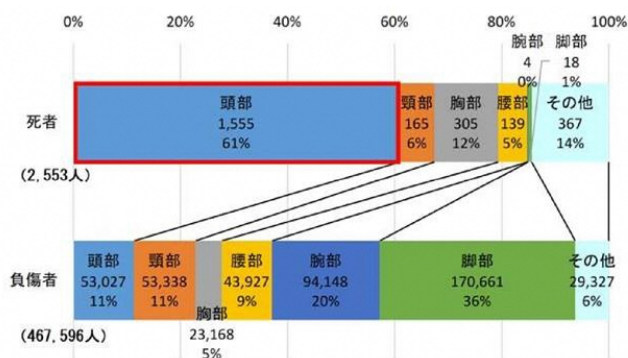


図 自転車乗車中死者・負傷者の人身損傷主部位比較 (H26~H30 合計)

注:「人身損傷主部位」とは、損傷程度が最も重い部位(死亡の場合は致命傷の部位)をいう。「その他」とは、顔部、腹部等をいう。

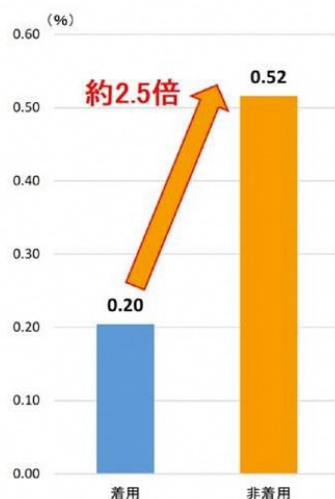


図 自転車乗車中のヘルメット着用状況別の致死率比較 (H21~H30 合計)

注:「致死率」とは、死傷者のうち死者の占める割合をいう。

資料: 国土交通省_自転車通勤の手引き

(4) 自転車の点検・整備に関する広報・啓発

自転車を安全・安心に利用するためには、整備不良等による自転車事故が起きないように日常の自転車の点検を行うことが重要です。そこで、自転車を利用する際の点検方法や点検の必要性などについての広報・啓発に取り組みます。

<交通安全教室>



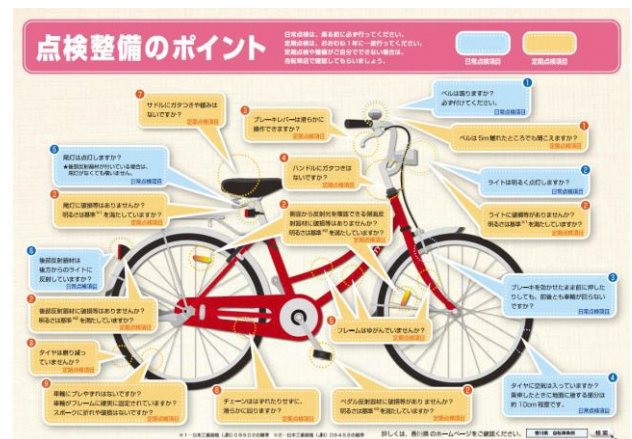
<自転車点検整備啓発のパンフレット>



資料：北九州交通公園 HP、東京都民安全推進本部 HP

<香川県 自転車の点検整備ポイントブック>

・日常の点検のポイントを整理したポイントブックを公表



資料：香川県_香川県自転車の安全利用に関する条例

施策14. 自転車保険の加入促進

近年、全国的に自転車利用者が加害者となる事故による高額賠償事例が発生しています。こうした状況などを受け、福岡県の自転車条例が改正され、令和2年10月1日より自転車保険の加入が義務付けられました。そこで、万が一の事故に備えた自転車保険の必要性や県条例についての広報・啓発に取り組み自転車保険の加入促進を図ります。

＜福岡県条例のチラシ＞



資料：福岡県 HP

『自転車加害者となった事故の高額損害賠償事例』

表 全国の自転車加害者となった事故の損害賠償事例

賠償額	事故の概要
9,521万円	小学生が夜間、自転車で帰宅途中、歩行中の女性と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等で意識不明の重体となった。 (神戸地方裁判所、平成25年7月判決)
9,266万円	高校生が、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた会社員と衝突。会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。 (東京地方裁判所、平成20年6月判決)
6,779万円	男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂でスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性と衝突。女性は脳挫傷等で死亡した。 (東京地方裁判所、平成15年9月判決)
5,438万円	男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性と衝突。女性は頭蓋内損傷等で死亡した。

資料：福岡県 HP

施策15. 自転車盗難の防止

自転車の盗難防止に向け、二重施錠や防犯登録の徹底などの広報・啓発に取り組みます。

(1) 自転車盗難防止に向けた広報・啓発

警察、関係団体と連携し、自転車盗難の調査・分析を行い、対象を絞ったうえでリーフレット作成・配布等による広報・啓発を実施することで、二重施錠の普及など、市民の防犯意識の向上に取り組みます。

<自転車の窃盗被害防止テーマの絵本>




<自転車の窃盗被害防止の啓発ちらし>



資料：北九州市安全・安心推進課

(2) keeple 活動への協力

小倉都心部において、自転車の盗難防止を目的に、北九州市立大学の学生が中心となって実施している広報・啓発活動(keeple 活動)への協力をしていきます。

活動概要	取組状況
<p style="text-align: center;">Keeple キープル</p> <p>key (2重ロックする) × people keep (ルール・マナーを守る) × people</p> <p>①自転車盗難防止のため、駐輪場の利用を呼びかけ ②駐輪する際の鍵の2重ロックを呼びかけ ③街をキレイにするため、道路の清掃活動</p>	

資料：北九州市道路維持課

(3) 防犯登録の普及促進

防犯登録は、盗難防止や盗まれた自転車が発見されたときの所有者の早期特定に効果があります。また、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」や「北九州市自転車の放置の防止に関する条例」などにおいて、自転車利用者に対して防犯登録が義務付けられています。

そこで、防犯登録の必要性や法律、条例などについての広報・啓発に取り組み、その普及促進を図ります。

＜防犯登録の普及に関するポスター＞



資料：北九州市道路維持課

施策16. 災害時における自転車の活用

災害時の危機管理体制の強化や地域の安全・安心の向上を図ることを目的として、国や県による災害時における自転車の活用に関する課題や有用性の検討結果を踏まえ、災害時における自転車の活用を検討します。

6. 計画の推進について

6.1 指標

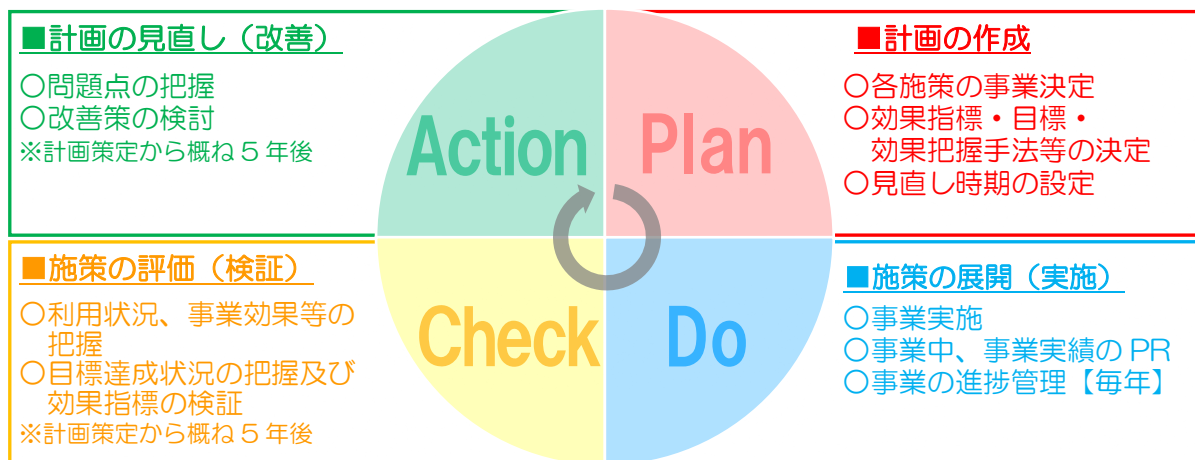
以下の指標を目標に掲げ、実施すべき施策に取り組んでいきます。

施策		指標	令和元年度末	目標 (令和12年度末)
1	自転車通行空間 ネットワークの形成	自転車ネットワーク計画に基づく 自転車通行空間の整備延長	35 km	85km
2	利用しやすい 駐輪環境の形成	駐輪施設を利用する人の割合	78%	90%以上
3	放置自転車対策の推進	自転車放置禁止区域内の 放置自転車撤去台数	1,240 台	600 台以下
4	シェアサイクル 事業の推進	シェアサイクル 1 日平均利用台数	177 台	500 台
6	自転車利用の促進に 関する情報発信の充実	ウェブサイト「スマートサイクル ライフ北九州」の 1 日平均閲覧数	180 回	360 回
7	健康増進に関する 広報・啓発	自転車の利用頻度が 月に数日以上という割合	20%	30%
9	自転車通勤の促進			
8	自転車貸出し施設の活用	河内サイクリングセンター及び 響灘緑地サイクリングターミナル の年間利用者数	46,000 人	50,000 人
10	サイクルツーリズムの 推進	市内の広域サイクリングルート の整備数	—	2ルート
13	自転車の安全利用に 向けた市民の 交通安全意識の向上	ルール・マナーが守られていると 感じる人の割合	65% ※	80%以上
		年間の自転車関連事故件数	622 件 (令和元年)	490 件以下 (令和6年)
14	自転車保険の加入促進	自転車保険の加入割合	52%	100%
15	自転車盗難の防止	年間の自転車盗難件数	903 件 (令和元年)	660 件以下 (令和6年)

※市民アンケート調査問 22 から算出した平均値を参考

6.2 計画の推進と進捗管理

計画の推進にあたっては、国や福岡県、その他の関係団体等と緊密に連携を図ることとして、以下のPDCA サイクルにより進捗管理を行います。



参考資料

策定体制と策定経過

■ 策定体制

北九州市自転車活用推進計画検討会

(五十音順、敬称略)

	氏名	所属
構成員	内田 晃	北九州市立大学 教授
	河邊 政恵	株式会社リバー不動産 代表取締役社長
	高祖 吉太郎	北九州サイクルスポーツ協会
	寺町 賢一	九州工業大学大学院 准教授
	濱田 千夏	NPO 法人I-DO 理事
	藤本 初音	北九州市立大学 学生（公募構成員）
	脇 文子	北九州市 PTA 協議会 相談役
オブザーバー	福岡県警察本部交通企画課	
	福岡県警察本部交通規制課	



■ 策定経過

第1回北九州市自転車活用推進計画検討会

令和2年3月27日（金） 自転車活用推進法及び自転車活用推進計画、
福岡県自転車活用推進計画について
北九州市の自転車施策に関するこれまでの取り組み等について

第2回北九州市自転車活用推進計画検討会

令和2年7月28日（火） 北九州市自転車利用に関するアンケート調査について
北九州市自転車活用推進計画骨子案について

第3回北九州市自転車活用推進計画検討会

令和2年9月8日（火） 北九州市自転車活用推進計画（案）について